

基本計画の概要

1 基本計画の性格

第6次廿日市市総合計画は、基本構想及び基本計画から構成することとしています。

基本構想では、まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」とするとともに、将来像を「挑戦！ 豊かさと活力あるまち はつかいち ～夢と希望をもって世界へ～」と定め、これを実現するための4つの方向性とそれに基づく重点施策を設定しています。

基本計画は、基本構想に定めた方向性及び重点施策について、その実現に向けた施策の方針等を示すものです。

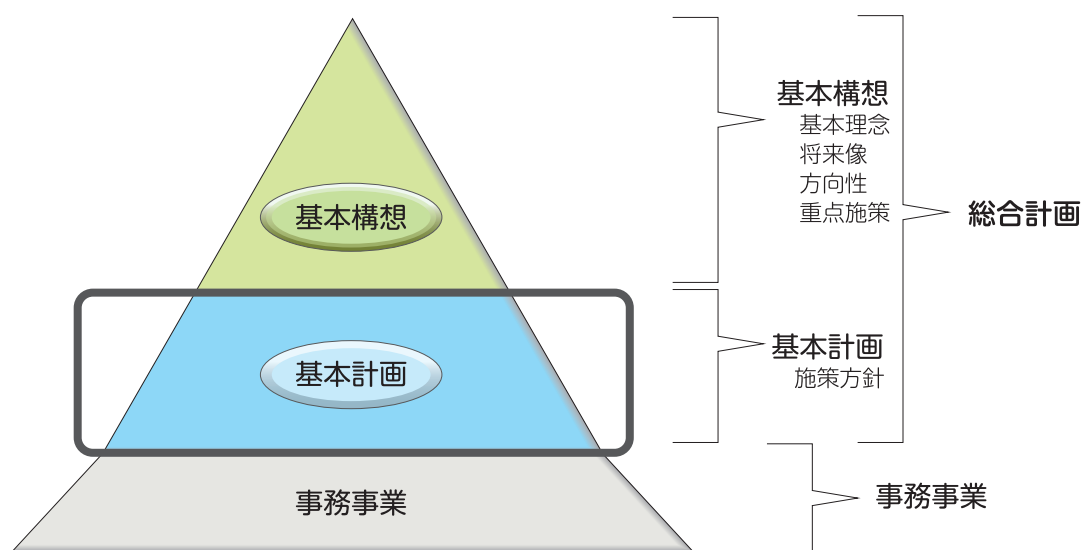
【まちづくりの基本理念】

『 市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり 』

【将来像】

『 挑戦！ 豊かさと活力あるまち はつかいち
～夢と希望をもって世界へ～ 』

【計画構成図】



2 計画期間

総合計画の計画期間は平成28(2016)年度～令和7(2025)年度の10年間としており、前半の5年を前期基本計画、後半の5年を後期基本計画の計画期間としています。

年 度	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
基本構想	→									
基本計画	前期 後期 →									

3 後期基本計画の構成

(1) 施策方針

基本構想に掲げる方向性に基づいた重点施策を具現化するための方針と、施策の目的（対象：誰・何が、意図：どのような状態になることをめざすのか）を示しています。

(2) 現状と課題

それぞれの施策方針に関する前期基本計画期間の主な取組と主な課題を取りまとめています。

(3) 主な事業内容

施策の目的達成のために、施策で取り組む主な課題を基本事業として挙げています。

(4) 成果指標

施策の目的である「対象」のうち、どのくらいの割合が「意図」した状態になっているかを数値化し、施策の成果を表す指標として設定しています。施策方針ごとに成果指標の現況値（令和元年度）を基にした目標値（令和7年度）を設定しています。

(5) 行政経営の考え方

総合計画を中長期の視点、マクロの視点から推進するためのPDSマネジメントサイクルと、市内部でより効率的・効果的に戦略を展開するためのPDCAマネジメントサイクルの関係及び全部局に関係する主な指針等の概要についてとりまとめています。

4 後期基本計画の進化管理

経営の視点に立った行財政運営を行うため、施策評価の手法により後期基本計画の進化管理を行います。前年度実施した結果を振り返り、次年度に向けて改善することで、効率的かつ効果的に施策・事業を推進します。

5 社会の情勢と後期基本計画策定に必要な視点

本市を取り巻く現在の社会情勢の背景を次のとおり捉え、計画を策定しました。

(1) 新型コロナウイルス感染症流行の影響

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行は、地域経済や市民の生活様式、働き方、家庭環境、学習環境に大きな影響を与え、更には人々の行動・意識・価値観にまで波及しています。当分の間、新型コロナを根絶することは困難であると予想されるため、新型コロナとの共存を余儀なくされる時代においては、これまで当たり前だった行動様式から、新しい生活様式を取り入れていかなければならなくなりました。また、新型コロナが収束した後も、元の世界に戻るのではなく、世界は変容すると考えられます。

新型コロナの感染拡大防止と、社会・経済活動の維持の両立をめざした新しい生活様式に対応するため、日常生活や社会・経済などあらゆる場面で、先進的な情報通信技術を最大限活用し、社会のあり方やさまざまな仕組みの変革を行うデジタル・トランスフォーメーション（DX）が加速化しています。事態は流動的ですが、新型コロナ収束後に、新しい生活様式や行動、価値観の変化など、どの部分が定着するのかを予測しながら、様々な変化に柔軟に対応していくことが求められています。

(2) デジタル社会への対応

政府は、社会のデジタル化を強力に進めるため、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔となるデジタル庁を令和3年9月に発足させる「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定しました。

また、地方公共団体においては、住民に身近な行政サービスの手続きのオンライン化を加速させることをはじめ、A I・R P Aの活用による業務の効率化など、地方公共団体のデジタル化を進め、住民の利便性向上と行政の効率化を図るとともに、デジタル化に当たっては、地方創生をはじめとした地域の諸課題の解決に資することが求められています。

本市においても、デジタル化が進んだ先を見据えながら、各分野におけるデジタル化、デジタル人材の育成・確保などを計画的に推進していく必要があります。

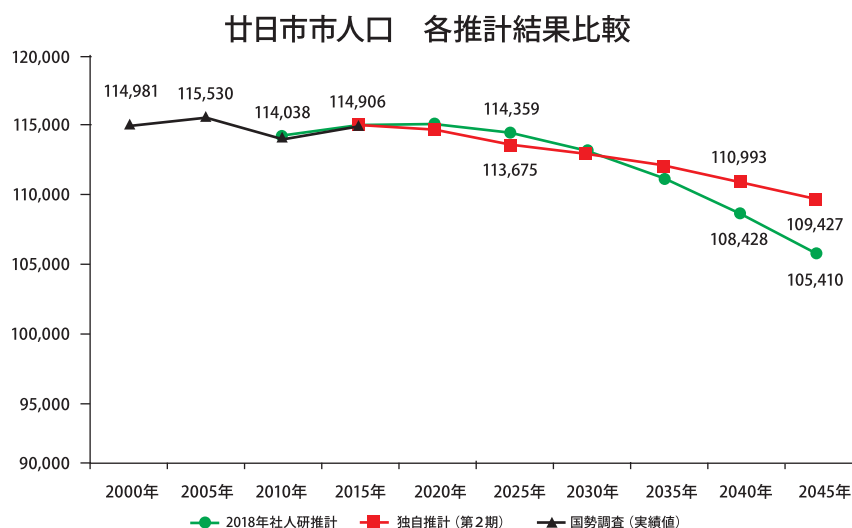
(3) 2040年頃にかけて想定される変化・課題の認識

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年に着目して、これまで様々な制度改革が推進されてきました。2025年まで残り少しとなった今般では、2040年がターニングポイントと言われ、2040年に向けての取組へとシフトしています。

2040年は、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者医療・介護需要の更なる拡大や社会保障費の増大が見込まれ、現役世代の減少により社会をこれまでどおり支えることが困難になります。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によれば、今後人口減少は加速し、2040年代頃には毎年約90万人減少します。

社人研推計による本市の2045年の人口は105,410人で、平成27年国勢調査での114,906人と比較し、9,496人の減となっています。こうした状況を踏まえ、地方創生に向けた取組を推進し、「廿日市市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、2045年の人口の将来展望を110,000人（109,427人）としています。

地方制度調査会による「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」では、2040年頃にかけて、人口構造やインフラ・空間に関する変化に伴い、日常生活に支えを必要とする人や適切な管理・更新が求められるインフラの需要が増加する一方、支える人材が減少するギャップにより、多様な分野において課題が顕在化することが見込まれるとしています。2040年を見据え、顕在化することが見込まれる変化・課題を認識し、中長期的な視点を持ちながら行政経営をする必要があります。



(4) 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) への取組

持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）は、誰一人取り残されない社会の実現をめざし、2015年の国連サミットで採択された2030年までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

国は、各自治体に対し、各種計画へのSDGsの要素の反映を奨励しています。また、自治体と各ステークホルダー間において、SDGsという共通言語を持つことにより、まちづくりの目標の共有とパートナーシップの深化が実現するとしています。

第6次廿日市市総合計画後期基本計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目標とスケールは違うものの、そのめざすべき方向性は同様である部分が多いことから、後期基本計画の各施策分野にSDGsのめざすゴールを関連付け、後期基本計画の推進を図ることで、SDGsの目標達成に資するものと考えます。

【SDGsの詳細】



目標1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、実現可能な農業を促進する



目標3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



目標6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



目標8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



目標11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12 つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



目標13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

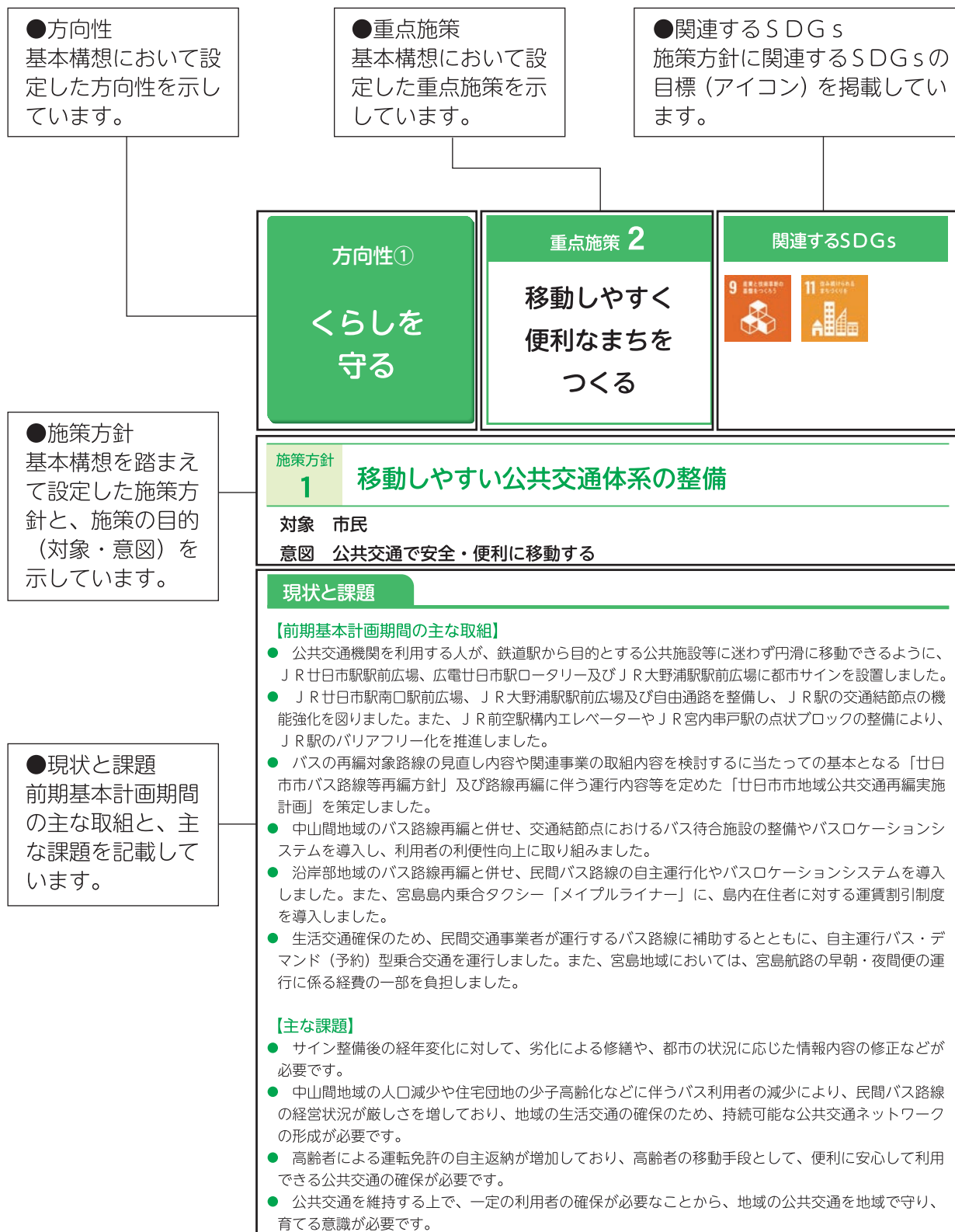


目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

6 基本計画の見方

基本計画の紙面は、方向性、重点施策、関連するSDGs、施策方針、現状と課題、主な事業内容、関連計画、成果指標で構成されています。



●主な事業内容

施策方針の目的達成に向けた基本事業・取組内容を記載しています。

●関連計画

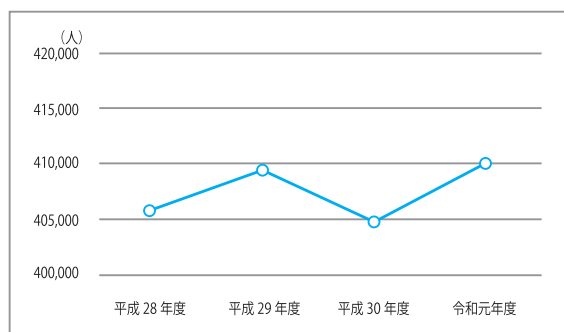
施策方針に関連する個別計画を記載しています。

主な事業内容

基本事業	取組内容
持続可能な公共交通体系の整備	○ 令和4年度策定予定の「(仮)次期公共交通計画」を見据え、経営的視点を踏まえた現行路線等の検証、新たな移動手段への転換、次世代モビリティの活用、地域主体による移動手段確保の取組への支援等により、持続可能な公共交通ネットワークを形成します。 ○ 佐伯地域の生活交通の運賃に上限定額制を導入し、負担を軽減することで、地域間の交流を促進します。 ○ 宮島へのフェリーについては、早朝・夜間便の運航継続のため、引き続き支援します。
便利に安心して利用できる環境の整備	○ 路線の再編等に併せて、自主運行バスに交通系ＩＣカード等を導入します。 ○ 乗り継ぎ利用の待ち時間を短縮するため、バス相互のダイヤ調整を行うなど、利便性の向上を図ります。 ○ バス車両の更新に併せて、低床型のバリアフリーに配慮した小型車両を順次導入します。 ○ ＪＲ及び広電の各駅に付近の公共施設等へ誘導・案内するサインを設置し、来訪者や市民が迷わず目的地に移動できる環境を整備します。
地域公共交通を守り、育てる意識の醸成	○ 地域の公共交通としてのバスを身近な乗り物として理解してもらう啓発を行い、地域全体でバス利用を促進します。

関連計画／地域公共交通網形成計画、移動等円滑化基本構想、バス路線等再編方針、地域公共交通再編実施計画

自主運行バス等の利用者数



成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
自主運行バス等の利用者数	410,006人	420,000人
公共交通で安全、快適、円滑に目的地まで移動できると思う市民の割合	71.9%	75.0%

●成果指標

施策方針の成果を測るため、基準年次の数値等をもとに、目標値を設定しています。成果指標に係る実績値をグラフで表しています。

